

介護医療院 虹 入所利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護医療院虹（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約期間)

第2条 介護保険証に記載されている認定期間が、契約期間となります。その後については、病状等を含め、総合的に判断することとします。

2

前項にかかわらず、介護保険改正に伴い重要事項説明書1、2の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で契約者の同意を得るものとします。

本契約は、入所の日から効力を有します。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び契約者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- 2 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- 3 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での介護保健施設サービスの提供を越えると判断された場合
- 4 利用者及び契約者が、利用者・契約者としての義務を怠り、利用者の療養やサービスの提供に支障をきたし、再三の督促にも関わらず、状況の改善が見られない場合。（利用料金の支払いに関しては、3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合）
- 5 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 6 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書2の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び契約者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月13日に発行します。利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は重要事項説明書2の方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は契約者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 利用者は、事前の申し出により、前項の記録の閲覧ができます。
 - 3 利用者は、前1項の記録の複写の交付を受けることができます。但し、複写に要する実費相当の支払いを求めます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は契約者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙「利用者様の個人情報の取り扱いについて」に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は契約者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
 - 4 事故の原因追求と再発防止に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

- 第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当窓口に出すことができ、又は、事業所利用委員会が設置する「虹の箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、

双方が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、当施設が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名 ⑩

契約者 住 所

氏 名 ⑩

(利用者との続柄)

連帯保証人 住 所

氏 名 ⑩

(利用者との続柄)

※連帯保証人は生計を別にする成年の方にお願ひします
保証極度額 30万円

施設住所 松江市佐草町 456-1

施設名 介護医療院 虹

施設長 益永 恭光 ⑩